

自己資本の充実の状況

自己資本管理

当組合は、「自己資本管理規程」を制定し、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。

リスク資本管理におきましては、毎年度資本配賦計画を策定し、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本（リスク資本）の範囲内に、計量したリスク量（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。

また、自己資本比率管理におきましては、自己資本比率規制の標準的手法に基づく自己資本比率の算定により自己資本が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は積立金等当組合が積み立てているもの以外は、組合員の皆さまによる普通出資により調達しております。

自己資本の充実度に関する評価

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本の充実に取り組んでまいりました。

単体における事業年度の開示事項

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	7,547	8,272
うち、出資金および資本剰余金の額	730	1,263
うち、利益剰余金の額	6,820	7,017
うち、外部流出予定額 (△)	3	8
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	242	177
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	242	177
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16	10
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,806	8,461
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	13	24
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	13	24
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	13	33
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	183	204
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	106	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

その結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る8.58%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関であります。

- ・格付投資情報センター (R & I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (MDY)
- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合のオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は「基礎的手法」を採用しております。

オペレーショナル・リスクの算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

項目	令和2年度	令和3年度
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	317	263
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,488	8,198
リスク・アセット等 (三)		
信用リスク・アセットの額の合計額	90,577	91,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 413	△ 360
うち、無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 486	△ 480
うち、上記以外に該当するものの額	72	119
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,080	3,977
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	94,657	95,491
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.91%	8.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	90,577	3,623	91,513	3,660
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	90,990	3,639	91,874	3,674
(i) ソブリン向け	1,924	76	1,810	72
(ii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	19,564	782	18,834	753
(iii) 法人等向け	29,086	1,163	29,022	1,160
(iv) 中小企業等・個人向け	20,909	836	21,146	845
(v) 抵当権付住宅ローン	3,939	157	3,760	150
(vi) 不動産取得等事業向け	6,059	242	6,880	275
(vii) 3ヵ月以上延滞等	127	5	99	3
(viii) 出資等	1,456	58	2,013	80
うち出資等のエクスポージャー	1,456	58	2,013	80
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	810	32	801	32
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,340	53	1,248	49
(xi) その他	5,772	230	6,255	250
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	72	2	119	4
④他金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 486	△ 19	△ 480	△ 19
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,080	163	3,977	159
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	94,657	3,786	95,491	3,819

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用

保証協会等のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・ エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		その他		3 ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
	国内	236,906	239,510	87,361	88,363	51,583	57,543	97,962	93,602	881
国外	7,040	8,240	—	—	7,040	8,240	—	—	—	—
地域別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	881	493
製造業	25,737	25,648	10,829	11,431	14,619	14,018	288	198	413	28
農業、林業	385	488	385	488	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
建設業	10,921	12,555	9,420	10,753	1,501	1,801	—	—	79	82
電気・ガス・熱供給・水道業	3,367	3,665	520	720	2,807	2,905	39	39	—	—
情報通信業	1,246	765	344	363	900	400	1	1	—	—
運輸業、郵便業	10,644	9,107	2,622	2,393	8,021	6,714	—	—	—	9
卸売業、小売業	8,996	9,032	6,292	6,529	2,703	2,502	—	—	20	14
金融・保険業	105,169	101,203	130	149	13,188	14,281	91,850	86,772	—	—
不動産業	9,590	10,622	6,635	7,490	2,810	2,708	144	423	—	—
各種サービス	13,856	15,677	13,446	14,700	400	967	10	10	300	294
国・地方公共団体等	17,522	25,600	5,851	6,316	11,671	19,284	—	—	—	—
個人	30,600	26,599	30,600	26,599	—	—	—	—	64	56
その他	5,908	6,782	280	425	—	200	5,628	6,157	—	7
業種別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	881	493
1年以下	59,294	56,388	11,769	12,614	4,518	4,713	43,006	39,060	—	—
1年超3年以下	57,184	57,568	4,582	4,760	11,151	11,858	41,450	40,950	—	—
3年超5年以下	17,393	13,202	8,010	6,959	8,680	6,040	702	202	—	—
5年超7年以下	16,139	17,439	8,156	8,386	7,983	9,053	—	—	—	—
7年超10年以下	33,696	31,673	18,277	17,949	15,419	13,724	—	—	—	—
10年超	51,516	62,215	35,646	36,821	10,870	20,394	5,000	5,000	—	—
期間の定めのないもの	8,721	9,262	918	872	—	—	7,802	8,389	—	—
残存期間別合計	243,947	247,750	87,361	88,363	58,624	65,784	97,962	93,602	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3 ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。
 5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	223	242	—	223
	令和3年度	242	177	—	242
個別貸倒引当金	令和2年度	2,086	1,646	403	1,682
	令和3年度	1,646	1,675	5	1,640
合計	令和2年度	2,309	1,888	403	1,905
	令和3年度	1,888	1,852	5	1,882

(注) 1. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。
 2. 個別貸倒引当金については、資本金的借入金 (DDS : Debt Debt Swap) による引当金が含まれております。

はじめに

地域を応援する
取り組み

コンプライアンス等
への取り組み

各種サービス
のご案内

ガバナンス
の充実状況

資料編

八. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,509	1,132	1,132	1,155	377	—	1,132	1,132	1,132	1,155	1	—
農業、林業	—	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	71	81	81	95	—	—	71	81	81	95	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	22	8	8	7	12	—	10	8	8	7	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	167	165	165	155	—	—	167	165	165	155	—	—
各種サービス業	273	244	244	251	3	5	269	239	244	251	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	39	10	10	8	10	0	28	9	10	8	—	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,086	1,646	1,646	1,675	403	5	1,682	1,640	1,646	1,675	1	0

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 当組合は、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っており、当該引当金の金額は上記残高等に含めております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高				信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	22,845	—	30,976	—	24,617	—	32,444
10%	200	21,257	—	20,186	200	19,332	—	18,583
20%	12,672	90,264	12,240	85,261	12,672	90,264	12,240	85,261
35%	—	11,032	—	10,561	—	11,029	—	10,558
40%	—	—	100	—	—	—	100	—
50%	23,736	420	24,532	414	23,736	88	24,532	68
70%	300	—	300	—	300	—	300	—
75%	—	28,946	—	29,238	—	27,861	—	28,178
100%	3,907	28,191	3,271	30,367	3,907	26,878	3,271	29,028
120%	—	—	100	—	—	—	100	—
150%	—	55	—	42	—	55	—	42
250%	—	100	—	100	—	100	—	100
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	14	—	55	—	14	—	55
合計	40,817	203,129	40,546	207,204	40,817	200,241	40,546	204,319

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. 当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は44ページをご覧ください。
 3. 信用リスク・エクスポージャー期末残高は、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 4. 信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額は、信用リスク・エクスポージャー期末残高から46ページの個別貸倒引当金の期末残高と48ページの信用リスク削減手法に関する事項の適格金融資産担保の額を差引いた額です。
 5. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。それらの平均リスク・ウェイトは令和2年度は約43%、令和3年度は約37%であります。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減リスクが適用されたエクスポージャー		1,241	1,209	444	386	-	-
	①ソブリン向け	36	21	-	-	-	-
	②金融機関および第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
	③法人等向け	119	137	-	-	-	-
	④中小企業等・個人向け	1,060	1,034	116	109	-	-
	⑤抵当権付住宅ローン	8	6	276	228	-	-
	⑥不動産取得等事業向け	16	10	50	49	-	-
	⑦3ヵ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
	⑧出資等	-	-	-	-	-	-
	うち出資等エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	⑪その他	0	0	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。(預金積金担保が該当します)
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」は、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。貸出金の残高(保証協会の保証付与信額は除く)が1億円を超える、個人および法人の代表者とその家族等を含みます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

(4) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	価額	貸借対照表計上額	価額
上場株式等	1,401	1,401	1,868	1,868
非上場株式等	1,031	1,031	1,031	1,031
合計	2,433	2,433	2,900	2,900

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度枠の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	109	24
売却損	0	29
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	△120	△104

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	-	-

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

はじめに

地域を心援する
取り組み

「コンプライアンス」
への取り組み

各種サービスの
ご案内

ガバナンスの
充実状況

資料編

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 金利リスクに関する事項

イ. 定量的な開示事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,293	4,426	963	673
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	3,623	2,746		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,293	4,426	963	673
			ホ		へ
			当期末		前期末
8	自己資本の額		8,198		7,488

ロ. 定性的な開示事項

A. リスク管理の方針および手続きの概要

貸借対照表上の金利に感応する資産および負債（＝銀行勘定）において、両者の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益の低下や損失が生じるリスク（＝銀行勘定の金利リスク）を適切にコントロールすることを基本方針としております。

管理指標として、金利変動による経済価値の変動額を表す△ EVE および金利変動による期間収益の変動額を表す△ NII について、複数の金利ショックシナリオを用いて算定しており、定期的にはリスク管理委員会に報告しております。

B. 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク（△ EVE および△ NII）の算定は、以下の定義に基づいて行っております。

計測対象資産および負債	預金、貸出金、預け金、有価証券	
リスク算定の頻度	四半期毎	
リスク集計方法	正となる通貨のみを単純合算	
計測に使用する金利ショック幅	リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ	
コア預金の取扱い	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	流動性預金全体に占めるコア預金の割合	50%
	コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.50 年
	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25 年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期		5.00 年
行動オプション性の取扱い	固定金利貸出の期限前返済の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	定期預金の早期解約の考慮	保守的な前提の反映により考慮